

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年8月18日(2011.8.18)

【公表番号】特表2010-534225(P2010-534225A)

【公表日】平成22年11月4日(2010.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2010-044

【出願番号】特願2010-517434(P2010-517434)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/728 (2006.01)

A 6 1 P 11/04 (2006.01)

A 6 1 P 11/06 (2006.01)

A 6 1 P 11/00 (2006.01)

A 6 1 P 17/16 (2006.01)

A 6 1 K 8/73 (2006.01)

A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

A 6 1 Q 19/08 (2006.01)

A 6 1 K 31/375 (2006.01)

A 6 1 K 31/355 (2006.01)

A 6 1 K 8/67 (2006.01)

A 2 3 L 1/30 (2006.01)

A 2 3 L 1/302 (2006.01)

【 F I 】

A 6 1 K 31/728

A 6 1 P 11/04

A 6 1 P 11/06

A 6 1 P 11/00

A 6 1 P 17/16

A 6 1 K 8/73

A 6 1 Q 19/00

A 6 1 Q 19/08

A 6 1 K 31/375

A 6 1 K 31/355

A 6 1 K 8/67

A 2 3 L 1/30 Z

A 2 3 L 1/302

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月30日(2011.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

分子量30,000～45,000ダルトンの少なくとも一つのヒアルロン酸またはその塩を含む、物理的、化学的または微生物学的な作用物に起因するアタックの場合に、上皮細胞が関与する上気道および下気道の粘膜、腸粘膜、皮膚または眼の完全性の保護および/または回復のための組成物。

【請求項 2】

ビタミン類から選択される化合物Bをさらに含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3】

ヒアルロン酸の濃度が0.1 g/l ~ 4g/lである、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 4】

物理的、化学的または微生物学的な作用物に起因するアタックにより引き起こされる症状の治療および/または予防のための医薬である、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 つに記載の組成物。

【請求項 5】

化粧品または食品である、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 つに記載の組成物。

【請求項 6】

上皮細胞が上気道および下気道の粘膜であり、喘息、呼吸器アレルギー、呼吸困難シンドロームのような症状を予防するための、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 つに記載の組成物。

【請求項 7】

上皮細胞が皮膚の細胞であり、しわ、小じわ、皮膚の緊張力および弾力の低下、皮膚の脱水から選択される皮膚の機能的および構造的障害に関連して、皮膚の保護機能を改善するための、請求項 1 ~ 3 および 5 のいずれか 1 つに記載の組成物。

【請求項 8】

上皮細胞が腸粘膜の細胞であり、胃腸炎、局所貧血性の壊死および腸粘膜の潰瘍から選択される消化器の障害に関連して、腸粘膜の保護機能を改善するための、請求項 1 ~ 3 および 5 のいずれか 1 つに記載の組成物。

【請求項 9】

上皮細胞が眼の細胞であり、漿液ストレス、ドライアイ、角膜の障害および角膜炎から選択される眼の障害に関連して、眼の保護機能を改善するための、請求項 1 ~ 3 および 5 のいずれか 1 つに記載の組成物。

【請求項 10】

分子量30,000 ~ 45,000ダルトンを有する少なくとも一つのヒアルロン酸、またはその塩を、0.1 g/l ~ 1 g/lの濃度で、医薬的に許容される担体と組み合わせて含む医薬組成物。

【請求項 11】

医薬的に許容される担体と組み合わせて、ビタミン類から選択される化合物Bをさらに含む、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

50 mg/日 ~ 300 mg/日を含む量で局所的に投与されるように、あるいは0.66 mg/kg/日 ~ 4 mg/kg/日を含む量で経口的に投与されるように製剤化された、請求項 10 または 11 に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

エンテリック・コーティングされた形態にある、請求項 10 ~ 12 のいずれか 1 つに記載の医薬組成物。

【請求項 14】

分子量30,000 ~ 45,000ダルトンを有するヒアルロン酸またはその塩を0.1 g/l ~ 1 g/lの濃度で、化粧品として許容される担体と組み合わせて含む化粧品組成物。

【請求項 15】

化粧品として許容される担体と組み合わせて、ビタミン類から選択される化合物Bをさらに含む、請求項 14 に記載の化粧品組成物。

【請求項 16】

1 mg/d ~ 300 mg/日の量で局所的に適用されるように製剤化された、請求項 14 または 15 に記載の化粧品組成物。

【請求項 17】

分子量30,000 ~ 45,000ダルトンを有するヒアルロン酸またはその塩を0.1 g/l ~ 1 g/lの濃度で含む食品組成物。

【請求項 18】

ビタミン類から選択される化合物Bをさらに含む、請求項 17 に記載の食品組成物。

【請求項 19】

50 mg/d ~ 300 mg/日の量で経口的に適用されるように製剤化された、請求項 17 または 18 に記載の食品組成物。

【請求項 20】

エンテリック・コーティングされた形態にある、請求項 17 ~ 19 のいずれか 1 つに記載の食品組成物。